

下水道用ポリエチレン製圧送管布設に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する工事仕様書に定めるもののほか、下水道用ポリエチレン製圧送管布設に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 汚水管渠築造工事（東坂戸幹線－2）
- ・工事箇所 坂戸市大字石井地内

(施工技術)

第3条 受注者は、現場着工前までに管布設に携わる全ての人員が、下水道用ポリエチレン管及び継手の施工技術に必要な講習を受けること。また、講習修了時に発行される証明書を工事着手前までに発注者へ提出すること。

(品質管理)

第4条 受注者は、下水道用ポリエチレン管・継手協会の基準に則って作業、品質管理等を行うこと。

(工事施工)

第5条 受注者は、工事施工時に、近隣住民、地区代表者、道路利用者及び水利組合等に対する告知・調整等を十分に行うこと。

(検査)

第6条 受注者は、圧送管布設後、下水道用ポリエチレン管・継手協会の基準に則った検査を行うこと。ただし、検査に係る費用については、受注者の負担とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。